

平成19年5月18日

各 位

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 会 社 名     | ア ー ス 株 式 会 社             |
| 代 表 者 名   | 代 表 取 締 役 社 長 太 田 勝 久     |
| コ ー ド 番 号 | 8 5 1 4 ( 札 幌 証 券 取 引 所 ) |
| 問 合 せ 先   | 取 締 役 経 営 企 画 室 長 多 田 善 行 |
| T E L     | 0 1 1 - 6 2 2 - 1 5 1 5   |

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年6月28日開催予定の第48期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 商号の変更

本日「当社商号変更および連結子会社の吸収合併に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、現行定款第1条（商号）を『アース株式会社』から『株式会社さくらパートナー』に変更するものであります。

また、商号変更の効力発生日に関して附則を設けるものであります。

##### (2) 事業目的の追加

今後の事業展開に備えて、現行定款第2条（目的）に追加を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成19年6月28日（予定） |
| (2) 定款変更の効力発生日      |                |
| ①商号変更の効力発生日         | 平成19年8月1日（予定）  |
| ②上記①以外の変更の効力発生日     | 平成19年6月28日（予定） |

以上

別紙

(下線は変更部分を示します)

| (現行定款)   | (変更案)  |
|--|--|
| 第1章 総則   | 第1章 総則   |
| (商号)   | (商号)   |
| 第1条 当社は、 <u>アース株式会社</u> と称し、英文では <u>Earth Co., Ltd.</u> と表示する。 | 第1条 当社は、 <u>株式会社さくらパートナー</u> と称し、英文では <u>Sakura Partner Co., Ltd.</u> と表示する。 |
| (目的)   | (目的)   |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                       | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。   |
| 1. 貸金業   | 1. 貸金業   |
| 2. 倉庫業   | 2. 倉庫業   |
| 3. 電算機器及び事務用機器のリース業  | 3. 電算機器及び事務用機器のリース業  |
| 4. 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理業   | 4. 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理業   |
| 5. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業                                | 5. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業  |
| 6. 衣料用繊維製品の卸及び小売業  | 6. 衣料用繊維製品の卸及び小売業  |
| 7. 広告代理業   | 7. 広告代理業   |
| 8. 経営コンサルタント業  | 8. 経営コンサルタント業  |
| 9. 飲食店業  | 9. 飲食店業  |
| 10. クレジットカードに関する業務   | 10. クレジットカードに関する業務   |
| 11. 企業への投資業  | 11. 企業への投資業  |
| 12. 有価証券の取得及び保有並びに売却   | 12. 有価証券の取得及び保有並びに売却   |
| 13. 投資事業組合財産の運用及び管理  | 13. 投資事業組合財産の運用及び管理  |
| 14. 不動産、動産、債権に関する資産流動化、証券化業務                                   | 14. 不動産、動産、債権に関する資産流動化、証券化業務   |
| (新設)   | <u>15. 労働者派遣事業</u>   |
| (新設)   | <u>16. インターネットを利用したコンテンツ開発及び運営、管理</u>  |
| (新設)   | <u>17. ヘルスケアに関する事業</u>   |
| (新設)   | <u>18. 通信販売業及びインターネットを利用した通信販売業</u>  |
| <u>15. 前各号に付帯する一切の業務</u>                                       | <u>19. 前各号に付帯する一切の業務</u>   |
| (新設)   | 附則   |
| (新設)   | 第1条 (商号)の変更は、平成19年8月1日から効力を発する。なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。                       |